入札番号：物品 32 号

令和８年度　新焼津体育館スポーツ用備品(卓球台ほか)購入【債務負担行為】　仕様書

1　内　　容　　スポーツ用備品一式

2　納 品 期 限　　令和９年８月 31 日(火)

3　納 品 場 所　　焼津市四丁目地内　　新焼津体育館

4　品名・数量等　　別紙のとおり

納品を予定する物品については、別紙「仕様確認書」により確認を得ること。(確認先：スポーツ課総合グラウンド管理センター)

ただし、参考品を見積る場合は仕様確認書の提出は不要です。また、参考品が生産中止等の場合は、後継機種であれば仕様確認書は不要です。

5　担　当　課　　生きがい・交流部スポーツ課
総合グラウンド管理センター
電話：054-628-5740　FAX：054-628-4686

6　特 記 事 項

(１)物品について

本仕様書において、「物品」とは、製品、付属品及びその他の納品対象物をいう。

(２)契約金額の支払について

全ての物品が問題なく納品したことを確認してから、契約金額の全額を支払います。

(３)納品場所について

ア　現在、新焼津体育館は建設中であるため、納品期間は新焼津体育館が完成し、市が引き渡しを受けてから納品期限までの間とする。

なお、新焼津体育館の引き渡しは令和８年６月予定である。

イ　納品日は、担当課職員と事前に協議したうえで決定すること。

(４)入札について

入札金額には、納品に要する費用(輸送費、組み立て費、設置費、梱包材の処分費等)をすべて含めること。

(５)納品について

ア　納品日の作業手順等については、担当課職員と事前に協議して決定すること。

イ　現地への下見、物品の搬入調整及び検収に係る費用等の経費は、受注者の負担とする。

ウ　納品時に雨天等で中止になった場合、その際に発生した費用は受注者の負担とする。

エ　納品の際には、建物・設備等に損害を与えないよう必要な措置を講じること。物品を指定した場所に配置(引き渡し)するまでの間に、施設及び製品等に損害を与えた場合は、受注者の負担により交換又は修理をすること。

オ　担当課職員が指示する場所に梱包を外して設置すること。

カ　機器やシステムが使用・稼働できる環境を整え、すぐに使用できる状態で設置すること。その際には、担当課職員に使用方法を説明すること。

キ　不要となった梱包材等は受注者の責任において持ち帰ること。

ク　物品の納品後、定められた契約不適合責任期間内に本体及び材料の不良、施工の不備に起因する故障や破損が生じた場合は、速やかに無償で修理・交換を行うこと。

(６)その他

ア　受注者は、契約締結後に備品一覧の内訳書(エクセルデータ)を担当課に提出すること。

イ　故障時等のアフターサービスが即時対応可能であること。

ウ　記載のない事項に関しては、発注者と受注者との協議により決定すること。